

第13期 熱海市行財政審議会 第8回会議結果

開催日時	令和6年5月14日（火） 10時00分～
開催場所	熱海市役所第3庁舎会議室
出席者	<p>【出席委員】石井委員・瀧野委員・原委員・田中委員・米山委員・當摩委員・湯山委員・椎野委員・内田委員・森田委員・中島委員・岸委員・佐藤委員・木暮委員</p> <p>【欠席委員】加藤委員</p> <p>【当 局】市長、吉徳副市長、公営企業部長、下水道課長、下水道課経営企画室長、下水道課施設室長、水道温泉課経営企画室長、下水道課経営企画室主幹</p> <p>【事 務 局】経営企画部次長、企画財政課長、企画室</p>
会議内容	<p>1. 開 会</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. 市長挨拶</p> <p>おはようございます。市長の齊藤でございます。本日は委員の皆様におかれては大変ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、今回新たに委員にご就任いただきました方におかれましては、ご快諾をいただきましてありがとうございます。お忙しい中、大変限られた時間でのご審議をお願いする形ではありますが、市民生活に密接に関係する重要な案件でありますことから、皆様にご審議をお願いする次第でございます。</p> <p>さて、本市の下水道事業におきましては、人口減少等による収益の減少や施設の老朽化に伴う維持管理費、施設更新費用の増加など、事業を取り巻く状況は変化し、昨年度ご審議いただいた水道事業と同様に大変厳しい経営状況にございます。他方、本年1月に発生した能登半島地震の事例からも、安全で強靱な下水道施設整備が求められております。安定した汚水処理を行うため、浄水管理センターや下水道管等の更新費用確保を目的として、下水道使用料の値上げをお願いするに当たり、皆様にご審議をお願いするものであります。委員の皆様におかれては、それぞれのお立場、見識から、慎重かつ活発なご審議のほどお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>4. 新任委員自己紹介</p> <p>5. 諮問</p> <p>「下水道使用料の改定（案）」について 市長より行財政審議会に対し、諮問。</p>

会議内容

6. 「下水道使用料の改定（案）」について

（下水道課長）

本日皆さまには、こちらの資料のほか「下水道事業のあらまし」という A4 縦の冊子をお配りさせていただきました。この「あらまし」につきましては熱海市下水道事業の概要等が記載されておりますので、本日の説明には使用いたしません。お帰りになられましたらご一読いただければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。資料 1 ページをお願いします。

グラフをご覧くださいと思いますが、このグラフは平成元年から令和 4 年までの有収汚水量と下水道使用料の推移を表したものとなります。下水道事業の根幹をなす有収汚水量は、下水道の普及に伴い増加することはありませんが、基本的に上水道の供給量に比例し、熱海市では人口減少等の影響から右肩下がりとなっています。平成 4 年に 950 万 4 千 m³ あった有収汚水量は、令和 4 年度では 640 万 3 千 m³ となっており、この 30 年間で約 33% 減少している状況です。

また、下水道使用料につきましても、伊豆山地区及び南熱海地区の供用を開始しました平成 15 年や、使用料を改定した平成 21 年に一旦は増加しますが、その後、横ばい若しくは減少傾向となっております。

なお、下水道事業は、下水道使用料のほか一定の公費負担により運営されますが、使用料収入の減少等により経営状況が今後厳しさを増すものと考えております。

資料 2 ページをお願いします。

当市下水道事業のうち収益的支出の推移を性質別に表したものとなります。

固定資産の割合や額が大きくなる下水道事業では、減価償却費の割合が非常に大きくなります。特に平成 26 年度の地方公営企業法改正により、下水道事業特有の「みなし償却」という制度が廃止されたことから、この比率は特に大きくなっております。

資料 3 ページをお願いします。

こちらは投資額、建設改良費の推移を示したものとなります。平成 8 年度をピークとした、旧第二処理場、現在の浄水管理センターの建設や、平成 14 年度をピークとした伊豆山及び南熱海地区への下水道整備など、巨額の投資を行ってまいりました。そのため平成中期に経営状況が急激に悪化した経緯があり、このため、その後は投資を抑制、費用の平準化を図りながら経営改善を進めている状況です。

資料 4 ページをお願いします。

会議内容

こちらは下水道課の職員数の推移となります。浄水管理センター等の運転管理を民間委託に移行したことなどにより職員数は大幅に減少しております。

しかし、これ以上の削減は、技術・知識を継承していくうえからも、難しいものと考えています。

なお、平成 26 年の人件費が突出していますが、これは、地方公営企業法の改正によって退職給付引当金の計上が義務付けられたことに伴い、一括して損失計上したことによるものです。

資料 5 ページをお願いします。

こちらは一般会計からの繰入金の推移になります。こちらのグラフにあります基準内とは、総務省が示す、下水道事業に対する一般会計からの繰出基準に基づき受け入れているものになります。基準外の額も加え、下水道事業には毎年 4～5 億円程度の繰入れが行われていました。

なお、平成中期に発生した経営危機にあたり策定されました経営健全化計画が令和 5 年度で終了したことから、今後は基準外の繰入れは原則として行われない方針となっております。

資料 6 ページをお願いします。

上昇する経常経費について平成 23 年度から 4 年ごとの推移となります。

近年、災害等の影響によって様々な経費が上昇しております。表の右側欄外に記載しています上昇率は平成 23 年と令和 5 年を比較したものととなります。これらを削減することは難しく、経常経費は今後も上昇していくものと思われまます。なお、表の一番下に記載しておりますが、公金振込手数料として記載しておりますが、こちらは厳密には窓口収納手数料になりますが、令和 6 年度からは手数料が発生することとなり、さらに令和 7 年度からは値上げされることが想定されています。このことを踏まえ、これまで水道料金や下水道使用料については、毎月徴収としていましたが、これを隔月徴収とすることを検討しており、手数料負担の軽減を図っていきたいと考えております。

資料 7 ページをお願いします。

こちらは施設の老朽化について他市町と比較したのものになります。

当市は県内でも非常に早い時期から公共下水道の整備を行ってきたことから、下水道管の老朽化が進んでおります。管渠老朽化率とありますが、これは法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標となります。グラフにありますとおり類似団体の平均 1.5%に対し、当市は 20.62%と大きく上回っております。このため施設の状況については、事前調査を行い、優先順位を付けて計画的に改築を行うこととしており、道路陥没等の危険度の低減を図っております。

す。

資料 8 ページをお願いします。

こちらのグラフに示す減価償却率は、固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で資産の老朽化度合いを表します。この数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しております。

こちらの比率につきましても類似団体の 23.54%に対し、当市は 52.72%と大きく上回っており、今後、計画的な更新が必要となっております。

資料 9 ページをお願いします。

ここからは経営改善に向けた取り組みについて説明させていただきます。

下水道事業につきましては平成 21 年度に 8%の使用料改定を行っております。その後におきましては、消費税率改定に伴う使用料改定はありましたが、純粋な使用料改定は行っておりません。

平成 21 年度以降、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の影響など、市内経済への影響を勘案し、経費の見直しなども行うことで使用料改定を見送っております。なお、先ほども少しお話いたしました、浄水管理センター等の運転管理業務を徐々に民間委託とし、平成 21 年度からは包括的民間委託に移行しております。また、老朽化対策、地震対策などを実施していくため、ストックマネジメント計画や総合地震対策計画を策定し、計画的に取り組んでいるところです。

資料 10 ページをお願いします。

令和の時代からは、コロナ問題や伊豆山土石流災害などがあり、それらの対応に加え、今後は国が進めようとしております、ウォーター P P P と呼ばれる官民連携の検討が求められております。こちらにつきましては後程説明させていただきます。

資料 11 ページをお願いします。

こちらは今まで行ってきました経営改善の主な取り組みになります。

詳細は割愛させていただきますが、職員数などの削減、下水道施設規模の最適化、下水道施設の耐震化・強靱化、収入確保などに取り組んでおります。

資料 12 ページをお願いします。

下水道事業に対する理解を深めていく必要がありますことから、今後も未接続家屋への個別訪問をはじめ、啓発活動などの取り組みを行ってまいります。

資料 13 ページをお願いします。

市の広報誌には毎年下水道事業の特集記事を掲載しております。こちらは令和 5 年 8 月号になりますが、今後も引き続き皆さまへの周知に努めてまいります。

す。

資料 14 ページをお願いします。

今後経営改善を進めるにあたっては、いくつもの課題がありますが、可能な限りこれらの課題に対応しながら事業を継続してまいります。

資料 15 ページをお願いします。

先ほど少し触れましたが、ウォーターPPP について、でございます。

このウォーターPPP とは全国的に地方公共団体の執行体制の脆弱化、財政状況のひっ迫、老朽化施設の増大などが進む中で、下水道の機能やサービスの水準をいかに確保していくかという課題に対応していくため、新たな官民連携の手法として国が推進する方式で、昨年度示されたばかりのものでございます。したがって、このウォーターPPP につきましても未知数のところはありますが、課題解決に向け有効な手段なのか、という事も含め、研究していきたいと考えております。

資料 16 ページをお願いします。

こちらは今回ご審議いただく使用料算定期間の令和 7 年度から令和 10 年度までの事業費になります。主な対策として未普及対策、老朽化対策、地震・災害対策、不明水対策としておりますが、この 4 年間の建設改良費は 31 億円以上と見込んであります。

こちらについて詳しくした資料が次の 17 ページになります。

今回の使用料算定期間は令和 7 年度から令和 10 年度になりますが、その次の 4 年間についても、引き続いて建設改良を行っていく必要があります。令和 7 年から令和 14 年の 8 年間では、72 億円の事業費が見込まれております。極力事業の平準化を図りつつ、企業債の借入額にも注意することで、後年度の負担軽減に努めてまいります。

資料 18 ページをお願いします。

ここからは下水道使用料の改定についてであります。

下水道につきましては、基本的には雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担することとされています。下水道使用料は、私費で負担すべき経費として使用者から徴収するもので、法的根拠としましては下に書いてある下水道法第 20 条となります。

資料 19 ページをお願いします。

下水道使用料の算定にあたっては、水道事業同様、総括原価方式により算定します。上の 2 行目に記載してありますとおり、この総括原価方式は、汚水処理に必要な費用を必要な分だけ徴収するという考え方となります。具体的には

下の図にもありますが、維持管理費、減価償却費、支払利息を使用料対象経費と捉えるとともに、近年では健全な経営を確保するために必要な費用として資産維持費についても、これを使用料対象経費とすることとされています。

資料 20 ページをお願いします。

この資産維持費に関し、水道事業では資産維持率は 3%と示されておりますが、下水道事業においては、その目安となる数値が示されておられません。そのため、まず水道事業の数値を用いて、下水道事業に置き換えて試算したところ、1 年あたりの資産維持費は 8 億 8 千万円。これを用いた場合の使用料改定率は 75%と、現実的でない数値となりました。

市といたしましては、施設の更新にあたって、維持補修等による長寿命化を図りながら、施設改修にあたっては優先度をつけての計画とすることで、この資産維持費、改定率を現実的な数値とできるよう検討しました。

結果、水道事業における資産維持率の目安は 3%となりますが、下水道事業において、通常施設の整備には国庫補助が 2 分の 1 程度あるため、3%の半分の 1.5%へ、さらに、下水道事業においては施設や設備の更新において、標準耐用年数どおりの更新ではなく、更新実績やガイドラインなどに基づいて、標準耐用年数より 1.5 倍から 3 倍程度長く使用する目標を立てまして、更新をしていくこととしております。したがって、国庫補助を見込み 1.5%へ半減した資産維持率がさらに 3 分の 1 程度となり、0.5%程度まで下げられると想定でき、その場合、資産維持費としては単年度で約 1 億 5 千 7 百万円となりました。

その結果をもとに改定率を示したものが資料 21 ページとなります。

令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間の合計を円単位で表しております。表の中ほどになりますが、資産維持費として 6 億 2,768 万 6,808 円とありますが、これを 4 で割り、単年度にしますと先ほどの数字、約 1 億 5 千 7 百万円となります。以上を踏まえ計算をしますと、営業費用 (A) と資産維持費を含めた資本費用 (B) を足しまして、そこから控除項目 (C) を差し引いた総括原価 (D) は 55 億 6,172 万 6,808 円となります。この総括原価に対し、使用料収入 (E) 及び一般会計繰入金 (F) の合計は 50 億 5,921 万 2 千円で、その差が乖離額 (G) として記載しておりますが、5 億 251 万 4,808 円となります。この乖離額を埋めるために使用料収入 (E) を 11%改定する必要があるとの結果に至った次第です。

最後に資料 22 ページをお願いします。

平均 11%の改定を行った場合、使用料がどのようになるかを示した表にな

ります。表の一番下に記載しておりますが。一般家庭の使用料の目安とされる、1 か月あたり 20 m³使用の場合、現在の使用料 3,087 円が 3,427 円となり、月 340 円の値上げとなるものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

ただいま当局より説明がありました。まず内容について不明な点、お聞きしたいことがございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(委員)

細かいことですが、この一般家庭の定義は何ですか。

(下水道課長)

私どもの区分で、一般家庭、それから事業者という形で区分をしているんですけれども、個人でお持ちのものという形です。

(委員)

そうすると、子供が何人いるとかそういうことではないということですね。

(下水道課長)

はい。

(委員)

資料の 12 ページのところに未接続家屋への戸別訪問というような形で表現されております。一般的に下水道が通っても、接続しない家屋があるというふうに捉えている訳ですね。これって法的に何か接続しなきゃいけないとかっていうそういうものはないんですか。

(下水道課長)

接続につきましては下水道法に定められておまして、処理区域内になった場合には排水処理施設を設置しなければならないということで、処理区域内では接続の義務があるという形には法的にはなっております。

(委員)

ごめんなさい、処理区域内とかってというのがちょっとよくわからない。どの辺で区別しているのでしょうか。

(下水道課長)

私ども下水道の普及、管路等を設置する際にはあらかじめ事業計画というのを策定いたしまして、その事業計画の中でどの地域を整備していくかということを決めております。その事業計画に基づいて管路等の設置をしているところでございます。

(公営企業部長)

少し追加で説明をさせていただきます。いわゆる下水道を整備すると、その場所には当然下水道が接続できるという形になります。その辺が未接続というところでまだ接続されていないというお宅が大多数残っていることは事実です。ただこれは、下水道法的には下水道が行ったならば接続しなければならないとなっておりますが、罰則規定等もございません。私どももお願いはしておるんですが、やはりご自身の将来設計だとか、そういうところ様々な理由がありまして、接続していただけない方等もございます。ただそこは少しでも加入していただけるように、粘り強く、私たちも戸別訪問をさせていただいているというのが実情でございます。

(委員)

でも結局それってやっぱ使用料に影響してくるわけですよね。どの程度あるのかな。相当数って今話だったんですが。

(下水道課長)

回答になるかわかりませんが、接続率としまして、この熱海と伊豆山、南熱海地区に分けますと、中心市街地といいますかこの熱海については接続が93%か94%程度ありますけれども、南熱海地区ですとか、伊豆山地区につきましては、接続率はちょっと低くなっておりまして50%前後という形になっております。ですので、そうしたところに未接続の家屋の方に対しては訪問してご協力をお願いしていくという状況です。

(委員)

ちょっとびっくりしましたね、50%っていうと。費用対効果っていうかですね。予算を投資して下水道通した場合に50%っていうのは。現実にしょうがないですね。

(委員)

私が立場的に説明するのもちよっと変ですが、今の話だと多分「下水道事業のあらまし」の、机の上に配布されていると思いますが、これの6ページに事業計画と現状というのがあって、この下から三つ目の普及率っていうのが今まさにおっしゃったことでよろしいわけですよね。熱海処理区だと接続すべき人から見ると70%の人が接続しているけれども、泉処理区だと半分弱、全体的に見ると70%の人しかまだ接続していないということで、ここは特に自治体としてはなかなかやっぱり苦勞されているところで。この資料の14ページにもありますけども接続には多分工事費が数十万円とか掛かりますので、その辺では熱海市におかれても14ページの上から二つ目に助成制度を活用ということで、助成制度も用意して普及を図っているということだと思います。

(会長)

それでは他に何か、今意見も入っておりますので、質問に限らず、意見もありましたら挙手の上、ご発言願いたいのですが。

(委員)

1点ちょっとお伺いしたいことがありまして、全体的な将来計画として現在の計画区域、わかりやすいのは多分13ページの広報の左下の地図がわかりやすいのかなと思うんですが、この赤い線で囲ったところが事業計画区域になっているのですが、将来的に他の地域も事業計画を将来的に計画している地域、ちょっと熱海市の人の配置というかどこにどのくらいの人が住んでいるかってあんまりちょっと私も個人的によくわからないんですが、将来的に他の地域もこのような赤い線で囲った事業計画区域にするような計画があるのでしょうか。

(下水道課長)

事業計画につきましては随時見直しをいたすところがございますけれども、基本的にはこの面整備を広げるというスタンスではなく、今後縮小していくという方向で考えております。これまで拡大してきた部分がありますけれども、今、重要なのが施設の更新需要、老朽化が著しくなってきました、更新のための費用に使い、面整備としては拡充という方向では考えてないという状況です。

(委員)

伊豆山地区なんですけれども、先日、下水管の改修といいましょうかね、修理をやっていただきまして流れるようになりました。うちなんかのところはまだ下水管も通ってないんですよ。ちょっと高台なものですから。そういうところにまた新しい管を布設するっていうのもなかなか難しいと思うんですけれど、そういう意味では、維持管理費と資産維持費というのはちょっと具体的にどの程度のことなのかよくわからないんですけど、例えば、維持管理費はそれこそ月々とか、目の前で使うものに対してだと思っんですけど、資産維持管理ってことは、これ長期に広げていく費用なのか、それともまた長期にどういうことをしていく費用なのか、ちょっとあんまりよくわかんないところもあるんですよ。

(下水道課長)

先ほど説明が不足している点があったと思います。すみません。17ページに維持管理費については記載しておりますけれども、上から面整備ですとか、管路の改築、処理場・ポンプ場の改築、それから地震・津波対策、その他災害

対策、不明水対策等々あります。こちらに記載してあります数字は、維持管理費として令和7年から令和14年までに、どれくらいの経費が必要かということに記載しております。面整備につきましては、下水道の供用区域の拡大とありますが、こちらは大きく拡大していくものではありませんけれども、それから事業計画の策定等を行っていきます。改築として、処理場・ポンプ場の改築というのは、今まである設備が耐用年数がきて更新する部分となります。ですので、新たに作るというよりは、これまである既設の設備を更新していくという形になります。また地震・津波対策につきましては、これまで耐震化の方が少し遅れておまして、今後耐震診断をはじめ、計画を立てながら、処理場、それから管路等の耐震補強工事等を行っていくという形で考えております。この17ページにつきましてはそうした今後どのような経費が掛かるかという資産維持費を記載しております。

(委員)

まず、今資料17ページでこの数字の説明いただきましたので、ここについてちょっとお伺いをしたいと思います。最終的には下水道使用料の改定ということで市民の皆さんに負担を求めるような諮問が先ほどなされたところです。これを考えるのに、まずこの17ページ、今説明を説明いただきましたけれども、この投資の額をどういうふうにするかによっても実際の下水道使用料の値上げ率はちょっと変わる可能性がありますので、確認の観点からご質問したいと思います。この17ページでは令和7年度から令和10年度までの合計に対して、令和11年度から令和14年度までの数字が実は令和11年度以降の方が少し大きくなっているという点です。質問は、今回のこの審議会における算定期間は令和10年度までですけれども、市民に影響をかけないレベルで工事が抑えられているのかどうか。要するに先送りをすることによって、地震とかが起きた場合に、市民の生活に不便を来すようなレベルになっていないのかどうか。この辺のところをちょっと確認したいと思いますのでお伺いしたいと思います。

(下水道課長)

今お話しいただきました耐震化の状況でございますけれども、管路の耐震化等につきましても実際先ほどお話ししましたとおり進んでない部分がございます。ですので、こちらにつきましては先送りをすることではなく進めていく必要があるものと考えております。今回、今おっしゃっていただきましたとおり、令和7年から10年までは31億5,000万円ほどに對しまして、令和11年から令和14年は41億3,690万円ほど、令和11年以降の方が少し高いん

ですけれども、これは必要な対策を先送りしたということではなくて、例えば令和 11 年に少し金額が高くなっておりますけれども、こちらにつきましては前年までに処理場の耐震工事の実施計画を策定しまして、実際に令和 11 年度から処理場の工事等を始めていく予定となっておりますことから、その辺でこちらの金額がちょっと高くなっている状況でございます。

(委員)

承知いたしました。事務局からの回答をもって先送り等がないという点で、やるべきことが予定されているという点ではこの事業計画は納得できるものかなと思います。

1 点、事務局に対して意見要望としては、今回の能登半島地震に見られるとおり、やはり水道あるいは下水道、特にトイレが利用できないなどという問題があるので、こうした点についてはしっかりとした対策を講じて欲しいということ、これは要望としてお伝えしておきたいと思います。

(会長)

今、要望、意見としていろいろ出していただきましたけど、強い気持ちが入っているのではないかなと思います。ほかにどうでしょうか。

(委員)

今の委員ご指摘の 17 ページ。先ほどの課長の説明の中で、面整備は基本的にしなくて、縮小方向だっていう話だったと思うんですよ。令和 7 年から 14 年まで 3,000 万円から 4,000 万円、5,000 万円の面整備の数字が載っているけど、これはどういう使い方をするんですか。

(下水道課長)

こちらの面整備につきましては、面整備するための費用に加えまして、下水道事業計画といって事業計画を策定するための経費も入っております。面整備につきましてはこのうち一定の金額があるわけですが、事業計画というのは常に見直しを図っていくものでございまして、そちらの経費が入っておりますため、このような金額になっているところでございます。

(委員)

毎年計画に 3,000 万円も 4,000 万円も使うってこと。

(下水道課長)

いえ。毎年計画策定にはそこまで掛かるというものではございませんけれども。

(委員)

具体的にね、3,000 万円を計上した見積りを説明してくれますか。

(公営企業部長)

実際に面整備をこれから 3,000 万円やるかということ、そこは予算の取り方だと思っています。ある程度予算を取っておかないと、万が一、面整備の要望があったときには、面整備ができないよというようなことになってしまいますので、計画上はある程度予算を取っています。ただし、要望がその時期に応じない場合、これは実際には面整備やりません。あくまでもここに載せてある数字は予算を取るための数字ということでご理解いただきたいと思います。実際にどこの工事をやるんだということでは、面整備においてはございません。

(委員)

10 数%上げようという審議をしようとしているときに、少しでも下げて欲しいというのは市民感情だと思うんですよ。だったら、先ほどの説明を聞いていると、面整備はしない方向だと、縮小するんだと言っていて、だけど今の部長の答弁だと、予算取りのために一応載っけておくんだって。ちょっと矛盾じゃないのって、言葉尻をとりたくないんだけど思うんだね。だから市民って本当に 50 円でも 100 円でも上がることにすごく敏感なの。だから下げてもらいたい。面整備しないっていう結論、方針であれば、必要ないっていうのが単純な思い。だから聞きました。

(公営企業部長)

下水道は将来のいわゆる水環境、汚水のいわゆるどれだけ浄化できて、河川を綺麗に保つかということもございまして、必ずしも面整備をやらないというわけではございません。ただしこれについては、要望があって、それなりに費用対効果が図れるなという判断をこちらのほうでした場合には、そこをやっていきたいと。そうすれば、確実な収入が確保できて、これ以上の料金収入の悪化を招かないという考え方で整備していきたいと考えています。そのためのいわゆる予算の枠という形になります。

(委員)

まず委員が提起したとおり、使用料の値上げ、これ市民の負担になるので下げなければいけないって、これは基本的な考え方としては非常に重要な指摘だと思います。それで私も同じ思いがあって、先ほどこの 17 ページの資料について確認を取った次第です。

最近の経済環境からみると、例えば令和 11 年度以降とか面整備ほとんどやらないと言いながら 3,300 万円の予算ということ、工事費等がかなり高騰していてほとんどできないようなレベルの数字なのかなと。そういう意味では、確かにこの 3,300 万円をさらに削るといふ案もありますけど、一方で、この工事で

はあまりできないのでかなりもう絞った感じという点では。概ね他所の団体よりもかなり絞っているという点、あるいは最近の工事費高騰を考えると、概ね容認できる水準ではないかと思ってコメントしておきます。

(委員)

関連しているかどうか分からないんですけども、5 ページに一般会計の繰入金のことが出されています。基準内と基準外。経営健全化計画が終了したことから今後は原則行われたいというようなことで表現されているんですけども、やはり地震対策とか、今後のことを考えますと、やはり基準外繰入れというのも想定してもいいんじゃないかなと思うんですけども、そこはどうなんですかね。それによって 11%も変化してくるんじゃないかなと思うんですが。いずれにしても早くに老朽化した下水道管の改修、これが必要になってくるんじゃないかなと思います。その辺はどうでしょうかね。

(公営企業部長)

一般会計の補助金の額ですが、これは今後の一般会計の財政状況等を財政部局と相談しながら、どこまで援助してもらえるのかというところはお話を進めていきたいと思っています。ただ、基本的には独立採算が原則というのが公営企業の大前提でありますので、その辺をいろいろ協議しながら、何とか一般会計でもここまでは出せるよという線が見出せるようでありましたらその辺はお話をさせていただきたいと思います。

(委員)

今の一般会計の繰入れの話ですが、基本的には水道も下水も同じで受益者負担ということで施設整備等に関しては事業会計の方で、国の補助とかもあるんですけども。というのは変な話、下水道を使っていない浄化槽のみの方も税金を払っている中で、人が使っている下水を整備するというのはちょっと矛盾がするっていうところもあるのかなと思います。そうは言っても、国では基準を示しておりますが、いろんな方面で一般会計からの補填も必要なのかなと思いますし、例えば、先ほど申しました接続に係る支援ですとか、他にも高齢者に向けての財政支援とかやっていると思いますけども、そういったところはやはり一般会計の方から、出資とか支援をしていくのがいいのかなと。施設整備とか下水道施設に関する費用については、基本的には受益者負担で事業会計の方から賄っていくというのが原則なのかなというふうには思っております。

(委員)

私も水道は全く専門外なんですけれど、素人の意見だったらごめんなさい。さっきの面整備一つとっても、やっぱりこの下水道会計を預かる当局としては

保守的に予算を作ると思うんです。万が一があっちゃいけないですから。私と同じ立場でもそう思うと思うんですけど、先ほど委員がおっしゃったように我々としては1%でも下げて欲しいわけだから、そう考えると、将来のことは誰も分からないんだけど、どれだけ保守的かによって1%でも2%下がる。このところはもう将来の話なんで、ここをどう議論するかってことが、今後はここがポイントなんでしょうね。

(公営企業部長)

今、委員がおっしゃるとおりです。これはあくまでも予算で、この料金の算定期間を4年間という形で考えています。これがどこまで執行できたのか、どこまで使ったのかということによって、その後の4年間の料金改定に反映させていくというのが今の考え方でございますので、そこによって面整備を、例えばあまりせずにお金がかからなかったら予算は使わずに、その後の4年間の料金改定の段階でパーセンテージが動くという考えでいます。

(委員)

ちょっとお話聞いていて、この面整備っていう表現が非常にやっぱり誤解を受けやすいと思います。これ一般的な企業だと予備費対応とか、例えば山の下水道のないところに大きなマンション作っちゃったと。そこまでどうしても下水を引かなきゃいけないというような時は緊急対応ですよ。ですから他の審議会でも将来コンパクトなまちを目指していくという中で、水道も下水道も無制限に伸ばしていくということは絶対無理だと思いますので、この面整備というのは確かに委員が言ったとおりなんです。僕もおかしいなと思って聞いていたんです。拡大しないって言われて面整備費用が出るというのは。ぜひこの表現方法は変えていただきたい、ということが一つ。あとはまたお話を聞きながらお返事したいと思います。

(会長)

ありがとうございました。ご意見として伺いますが、大切なことを指摘していただいていると思います。他にございませんか。

(委員)

今の面整備についてですが、言葉の使い方は別にして、面整備といったことで考えると、この下水道事業のあらましの6ページのところで、先ほどと同じなんですけど、一番下に面整備率というのがあって、例えば熱海地区だと事業計画の処理面積に対して今整備しているのが78.2%で、その他の21.8%を必ず整備するということではないのかもしれませんが、そこを協議によって整備する可能性があるからその費用を積んでいる、という理解でよろしいで

すか。

(公営企業部長)

あくまでも、面整備は現在計画しているエリアを作っていますので、このエリアについては今後もずっと見直しをしていかなければならないと思っています。先ほど委員からご意見ありましたとおり、街中へ街中へという形で本市も事業計画というか、そういう計画を見直すことによってエリアを狭めていくというのが、これが将来の熱海市においては必要最低限なのではないかということをおもとして考えております。やはりコンパクトシティを目指していく中で居住区域をどこまで制限するのか。そこについては、ライフラインは当然投資しなければなりません、それ以外については少しいろんなことを考えながら整備していかなければならないというふうにも考えております。

(委員)

承知いたしました。必ずしも 21.8%整備するということではなくて、もしかしたらこの事業計画処理面積も狭くなるかもしれませんけども、その辺は利用者の方、住民の方と協議をしながら進めていくということですね。はい、わかりました。

(委員)

私もあんまり詳しくはないのでちょっとわからないんですが、先ほどからお話している受益者負担というのはもう十分よくわかるんです。ただ、先ほど委員さんがおっしゃったように、一般会計から今までの大体 4 億から 5 億円の繰入れがあったというふうに先ほど説明がありました。それで今回の算定のときには大体 1 億円ぐらいですよ。そうすると大体 4 分の 1 になったんですが、これが国の基準にというような照らし合わせの文言あるんですが、この辺がどの程度なのかっていうのが一つ。

もう一つお伺いしたいのが、先ほどこの布設してあるところの加入率が 70%ということで、30%の方が入ってないんです。そうすると受益者負担というのは本来なら 100%の人が負担しなければならないものを 70%の人で負担をしているということで、果たしてこれが受益者負担につながるのかという、これが一つ疑問です。その部分については、当然、一般会計から繰入れがあっても然るべきではないかなというふうに思います。そうすると、先ほど話がありましたけども、今年度上水道が上がりました。また来年度に下水道が 11%上がるという非常に市民生活がかなり厳しいというふうに思います。

それともう 1 点お聞きしたいのが、よく言われるのは人口が減になってくるからってよく話はしますよね。その中でいつも思うんですが、今熱海で仕事を

している人たちが、他市町に行って住まわれている方が多い。これはなぜかと言ったら、熱海が住みにくいからだというふうに思うんです。そのところに非常にこう思いをはせないで、なおかつ市民生活に負担を強いるばかりでいいのかと、こういう疑問がありますので、そのことも付け加えて説明の方もお願いしたいと思います。

(下水道課長)

初めの基準外、一般会計からの繰入れに関してでございますけれども、おっしゃるとおり4から5、6億円、今まではありました。ただこの繰入れは、熱海市が経営危機に陥った際に経営健全化計画というものを策定した関係で、これが令和5年度に終了したわけですが、今まではその関係で経営の方が厳しいというか危機に陥ったことから、一般会計からの繰入れはその分多く入っていたという状況がございます。こちらの基準内繰入れというのは、毎年総務省が、一般会計で負担すべき額としてどのようなものがあるか、これは国が示しております。示したものにつきましては、一般会計からの繰入れを引き続き行っていくという形となります。そのため、それぞれ各年に応じて金額が異なりますけれども、その辺の総務省の基準等を勘案しながら、また財政当局と相談をしながら、繰入れを行っているという状況でございます。

あと人口減少で、他市町に流出してしまうということに対してということでしょうか。

(委員)

加入率に対して、その分は受益者負担といっても70%だから、その分を一般会計の方で繰入れるということはできますか、という質問です。

(公営企業部長)

先ほどから一般会計の繰入れについては、一般会計の財政部局と協議をしながらどこまで負担していただけるのかというのは、少し協議をしなければならないというふうに考えております。今、委員がおっしゃったとおり、その足りない分についても、何とかならないかということは、これは一般会計の方をお願いしていきたいなというふうに考えております。

(委員)

今、一般会計繰入れの話が出ております。確かに本日配布の資料21ページ下から5、6行目ぐらいに一般会計繰入金、先ほど話でここが変化すれば改定率が変わるという点でかなり重要で、中核的な議論かなと思います。先ほどから意見が出ており、概ね70%ぐらいの利用者の中で経費を100%負担するのはいかがなものかという、これはかなり有力な意見として出ているとこ

ろです。ただ一方で、税を投入するという事は、残り 30%の市民は実は恩恵を受けられないところに税が入ってしまうという点で、まだ下水道が利用できない方々にとっては、実は税の配分が自分たちに恩恵がない中で税を下水道に使われているという点で本当に公平なのかどうかという、これ両面からの議論があるところです。こうしたところで先ほど当局から財政と協議をしてくれるということでしたので、まずこの点については、法律上、原則的には全部回収をしながら、あとはその経費負担区分については国のガイドラインを基本として、各地方公共団体の財政事情をもって決まる仕組みにはなっておりますので、今後、当局に協議をいただいた上でということを進めてはいかがかと提案したいと思います。

(会長)

今、委員の方から貴重な意見もございました。

(委員)

今のご説明があったとおりでと思います。私も一般会計からの繰入れ、それは止む無くかなとは思いますが、泉の場合で言いますと、エリアに入っていない地区が、私が住んでいる中沢地区なんかは半分以上あるかなというふうに思います。その辺ですよ。一般会計から取ると万民に税の負担をお願いするという形になります。下水道の管が入っていれば、それに隣接しているところであれば、一般会計から入れるっていうこともありかなとは思いますが、その辺をうまくどういうふうに調整するか、説明するか、というところにあるかと思えます。

また泉の方では、結構本区の方は県道沿いに幹線が入っているんです。それから実際に住んでいる地域はそこから枝線が続く形なんですけど、そちらの方はまだ完全にはいっていないところがあるのかなとは承知しています。ですので、泉地区においてその辺の議論をすると、多分二つに分かれるんじゃないかなというふうには想像します。

(会長)

まだ布設されていないところに対しての配慮ということが今出ておりますので、その辺を十分、当局の方で配慮願いたいと思います。

(委員)

すいません。私よくわからないんですが、今の委員のおっしゃっていることは当然私もそう思います。税の負担の関係からすれば、非常にメリットとデメリットがあることがよくわかるんですが、一つ教えてください。浄化槽でし尿処理をしたものは、浄水場のほうで処理をしているんじゃないんですか。そう

するとその浄水場で処理しているものっていうのは、この下水道処理の中に金額が入ってくるっていうことではないんですか。そういうことであれば、今言った一般会計のほうから繰入れることについて、下水道処理をしているのと浄化槽で処理しているものというものは、同じように扱っているんじゃないのかなど。ちょっと素人だからわからないんですが、その辺ちょっと教えてください。

(下水道課長)

浄化槽につきましては、下水処理場に流入はしてなくて、浄化槽自体で処理をして、側溝等に流している状況になります。

(委員)

し尿処理だけですか。

(下水道課長)

そうです。し尿処理につきましては受入れをしております。

(委員)

はい。わかりました。ありがとうございます。

(会長)

委員から質問が出ましたけど、一般的にはそういうこといつも疑問に思いますね。

(委員)

もう 1 点だけ教えてください。先ほど雨水については下水道のほうでやって、それを一般会計の方で、市の方で負担するっていうような話があったと思うんです。そうすると今言ったように、浄化槽で処理したものをそういう側溝に流すということになった場合に、全然そういうものは使わない。ただそれは河川に流れるだけという判断でよろしいですか。

(下水道課長)

そうです。浄化槽についてはそういうふうになります。先ほど雨水は公費、汚水は私費というお話をさせていただきましたけれども、雨水については誰もが排除することに対して同じ条件でありますので、そうした排除に関しては公費でという形にはなっておりますけれども、実際に今、浄水管理センターにつきましては、雨水とは分離した分流式の下水道となっておりますので、その辺につきましては下水道の方には流入はしていないという状況になります。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(委員)

1点だけ。先ほど大黒崎のし尿処理センターが廃止になりました。多分、後楽園のところの処理センターに持ってくるということで、年間2,000万円の収益がありますって説明があったと思うんですが、それは今お話になった浄化槽関係の話ですよ。処理じゃないんですか。

(下水道課長)

浄化槽をではなくてあくまでし尿です。し尿に関して、熱海市と真鶴町、湯河原町のし尿のみを受け入れて、環境センターへ行き、環境センターから後楽園の浄水管理センターの方に持って行き、処理をしているという形です。ですので、通常の浄化槽から出るものすべて受け入れているわけではないです。

(委員)

そうなんですか。うちも実は浄化槽でやっているんですけど、それは年に1回とか処理してもらおうんですけど、それは自分でお金を払ってやっているわけです。そこに行政からの補助金云々というのは入っていないと思うんですけど。だからいわゆる公共下水を使っている家庭は公共下水道代ということで月幾らってことで3,000幾らかお払いしています。私らみたいに浄化槽でやっているところは年間で1回のくみ取り、その経費で何千円だか何万円だかっていう金額を払っているっていう形ですよ。そういう考え方ですよ。

(下水道課長)

はい、そうです。

(委員)

ですので、そこに先ほどの一般会計から云々って話になると、その浄化槽の処理のところにも、浄化槽を使っている市民にもそのメリットが欲しいって話には当然なってくるかなとは思いますが。ですから、その辺のすみ分けは難しいですね。

(会長)

今のその未設置のところ、それ普通に考えてそういうことも意見等もあるかなと思いますが。その辺のことについては、ぜひ予算の時のことも考えて考慮願いたいなと思います。

他にどうでしょうか。ご意見でも構いません。

(委員)

すみません一言。今未加入者がいらっしゃいますよね。委員がおっしゃったように、また伊豆山の方も浄化槽を使っているということがあると思うんです。ですから、もうちょっと普及して、加入者を増やす手配はできないのでしょうか。浄化槽代も結構かかりますよね。もっと皆さんが住みやすいまちにす

るために何かもっといい方法があれば別ですけども。それが困難ならば、また困難な方法を除去するような考え方もあるとは思いますが、その辺をちょっと公営企業の方で努力してみただいたらいかがでしょうか。よろしく願いします。

(会長)

委員がお話になりましたけど、当局の方で未加入の方にできるだけ加入してもらおうよというご意見ありました。切実にやはりそういう問題が出ておりますのでご配慮をよろしく願いしたいなと思います。

7. 次回開催予定

(会長)

それでは、本日の段階では出尽くした感もありますが、具体的な審議はまた次回とし本日の会議を終了いたします。

次回以降の審議会の開催について事務局からお願いいたします。

(事務局)

次回第9回の審議会の日程につきましては、お手元に開催通知を配布させていただいておりますが、5月21日火曜日、ちょうど来週の火曜日、午前10時から場所は同じこちらの会議室で開催いたします。また第10回以降の開催予定もあわせて記載しております。お忙しいところ恐れ入りますが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。次回以降の審議会につきまして、ご都合により欠席となる場合は、事務局まで電話等でご連絡いただきますようお願いいたします。また、本日お配りしました資料については、次回以降ご持参いただきますようあわせてお願いいたします。

(会長)

資料は次回もご持参願いたいということです。もう1回見ていただいとということもありますのでご持参よろしく願いします。

それでは本日はこれにて閉会といたします。委員の皆さんにご協力いただきまして、円滑な審議が行われたことに感謝いたします。では終了させていただきます。

8. 閉会